

# 児童手当からの保育料や学校給食費等の申出徴収について

## 1. 制度概要

児童手当受給者が、保育料や学校給食費等を滞納している場合に、児童手当の支給額の全部または一部をそれらの費用の支払に充てる申出をしていただくことにより、児童手当から徴収を実施する制度です。

## 2. 申出徴収の対象となる費用

徴収の対象となる費用は、次のとおりです。

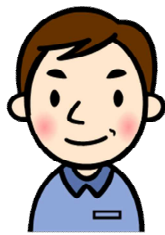
申出徴収対象費用	相談・問合せ先
保育料	子ども支援課 電話:04-7093-7113
学校給食費	学校教育課 学校給食係 電話:04-7092-1538
学用品費等	各小・中学校

## 3. 申出徴収の範囲について

申出徴収は、支給される児童手当の全ての額を費用の支払に充てることができます。

### 【例】保護者(児童手当受給者)

第1子分の保育料  
滞納額50,000円



第1子(8歳)  
小学生  
児童手当月額  
10,000円



手当支給額(4ヶ月分)  
40,000円

第2子(1歳)  
保育所入所児童  
児童手当月額  
15,000円



手当支給額(4ヶ月分)  
60,000円

第1子分の児童手当だけでなく、  
第2子分の児童手当も支払に充てる  
ことができます。

※第1子分の手当支払額40,000円(4ヶ月分)全額と第2子分の支払額60,000円(4ヶ月分)を合わせて100,000円になり、滞納額全額50,000円の支払が可能です。

## 4. 申出徴収の具体例

### 【第1子分の滞納額】

保育料 70,000円  
学校給食費 50,000円  
合計 120,000円

### 【児童手当支給月額】

第1子分 40,000円(4ヶ月分)  
第2子分 40,000円(4ヶ月分)  
合計 80,000円



### 申出内容

児童手当 80,000円のうち

保育料分として 70,000円

学校給食費として 10,000円 合計 80,000円

児童手当振込額 0円

※不足する学校給食費分 40,000円(50,000円-10,000円)については、次回の児童手当の支払から差し引かせていただきます。

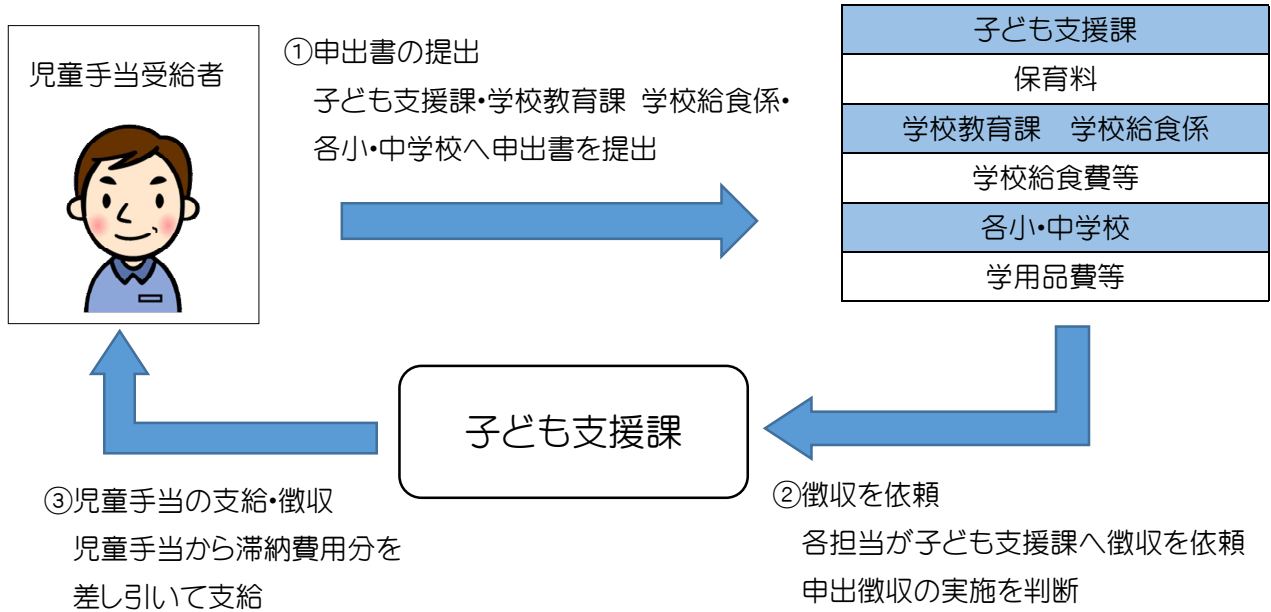
※滞納費用が無くなった時点で徴収は終了します。

## 5. 申出徴収の手続き方法

児童手当からの申出徴収は、受給者本人の申出により実施する制度です。申出いただいた内容で児童手当から徴収させていただきます。

なお、申出の取り消し、または、申出された内容の変更をされる場合は、改めて申出いただく必要があります。

### 【徴収までの流れ】



## 児童手当受給者の皆さまへ

児童手当からの申出徴収は支給額の一部からでも可能です。申出徴収による各費用の支払にご協力ください。

併せて、各費用の納付につきまして期限内に納めていただきますようお願いいたします。

### 《お問い合わせ先》

保育料の納付相談等に関して → 子ども支援課 幼保係 電話04-7093-7113

学校給食費の納付相談等に関して

→ 学校教育課 学校給食係 電話04-7092-1538

学用品費等の納付相談に関して → 各小・中学校

児童手当の支給に関して → 子ども支援課 子ども福祉係 電話04-7093-7113